
浄化槽による生活排水処理の取組について

令和7年2月12日

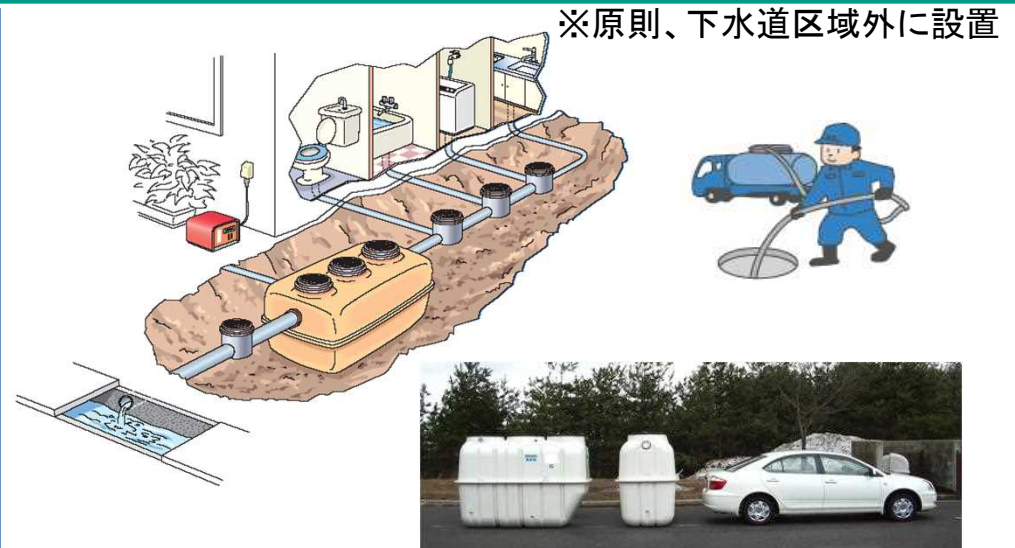
環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室



① 浄化槽の特長と法制度

浄化槽（合併処理浄化槽）は、住宅などの建物毎に設置される污水处理施設であり、以下の特長を有する

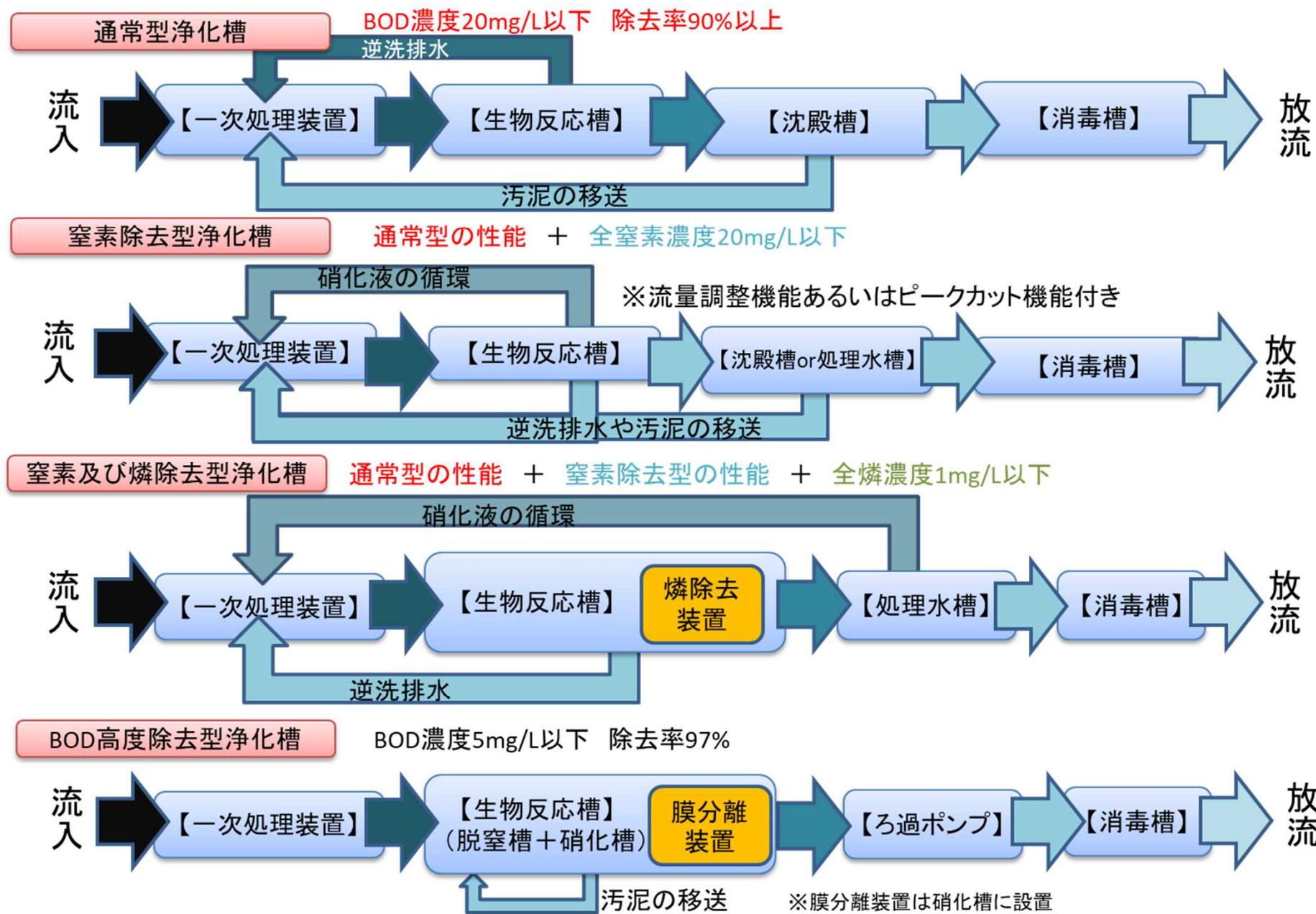
- 微生物の浄化機能を活用し、下水道と同等の処理性能（放流水の水質がBOD20mg/L以下）
- 長い管渠が不要であるため設置費用が安く（5人槽で約84万円）、人口規模の小さい地方部でも効率的に整備可能
- 短期間（約1週間）で設置可能
- 地形の影響を受けずにどこにでも設置可能（車1台分のスペース）
- 処理水をその場で放流するため、地域における健全な水循環や河川の水量確保が可能
- 被災した際、個別処理であることから早期の復旧が可能



単独処理浄化槽（し尿のみを処理）から、合併処理浄化槽（し尿と生活雑排水を併せて処理）への転換が必要

- 昭和30年代後半～50年代 下水道未普及地域での水洗化要求が高まり、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の整備が急速に進展
- 昭和50年代～ 生活排水による水質汚濁が全国的な課題に
- 昭和58年 浄化槽法制定（昭和60年施行、議員立法）
- 昭和62年 合併処理浄化槽整備に係る国庫補助制度創設（平成6年 市町村設置型事業創設）
- 平成12年 浄化槽法改正 単独処理浄化槽の新設禁止
- 平成17年 浄化槽法改正 水質保全という目的の明確化等、水質管理体制の強化
- 令和元年 単独処理浄化槽の転換に伴う宅内配管工事費、共同浄化槽への助成制度の創設
- 令和元年 浄化槽法改正 特定既存単独処理浄化槽に対する措置、公共浄化槽制度の創設、浄化槽台帳整備の義務化 等
- 令和3年 くみ取り槽の転換に伴う撤去費・宅内配管工事費、個人設置型を含む浄化槽の改築・修繕への助成制度の創設
- 令和4年 污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業の補助率高上げ、公共浄化槽の維持管理費への助成制度の創設
- 令和5年 個人設置型浄化槽の維持管理費への助成制度の創設

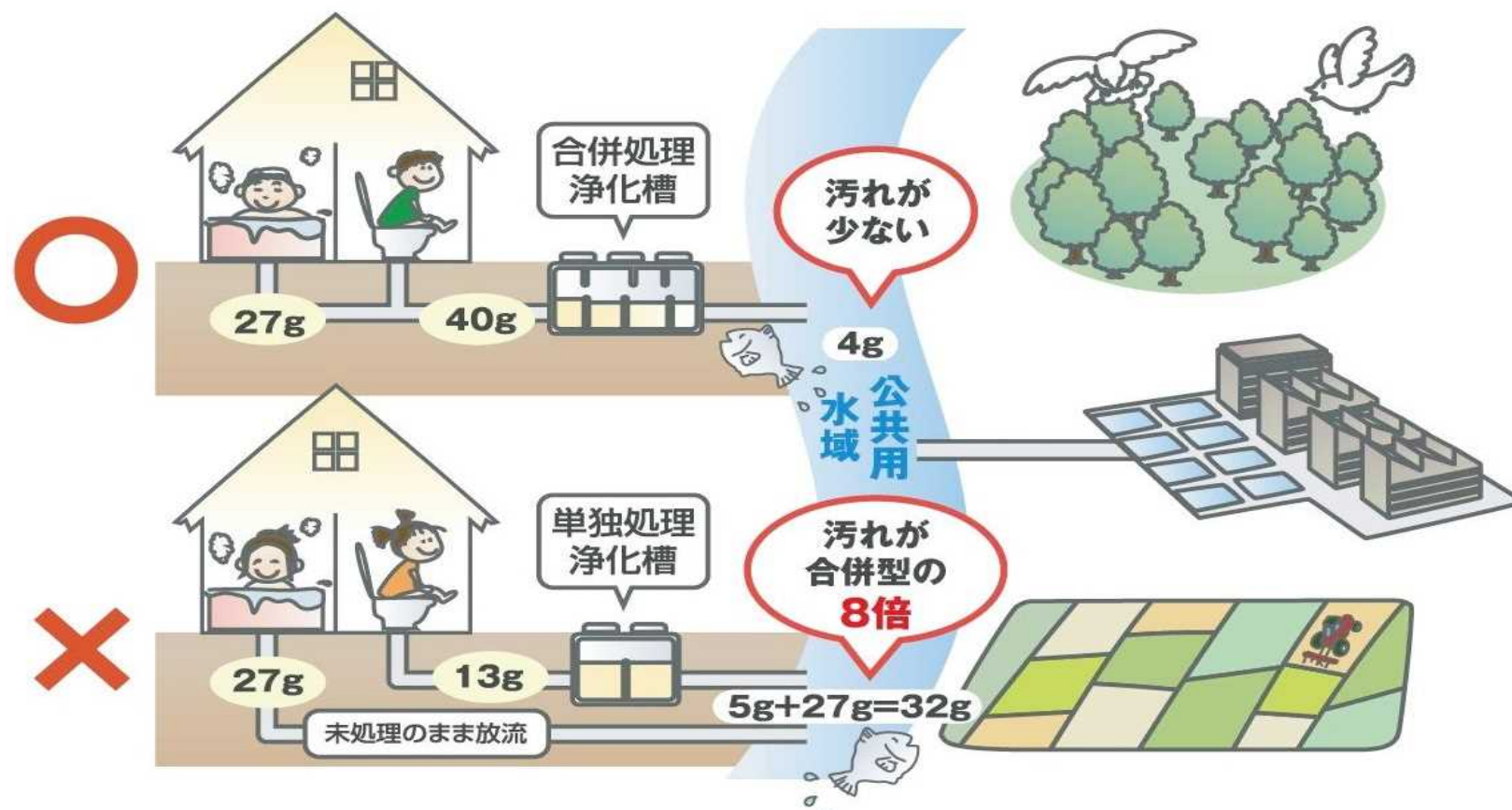
②浄化槽の主要な処理プロセス



③単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の機能の違い

- 合併処理浄化槽は、トイレから出る「し尿」と台所、風呂、洗濯等から出る「生活雑排水」を併せて処理する浄化槽を指す。
- し尿のみを処理する浄化槽は「単独処理浄化槽」と言われ、平成12年の浄化槽法改正より単独処理浄化槽の新設は禁止されている。
- 合併処理浄化槽は微生物の浄化機能を活用し、下水道と同等の処理性能（放流水の水質がBOD20mg/L以下）を有する。

<単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の汚濁負荷>



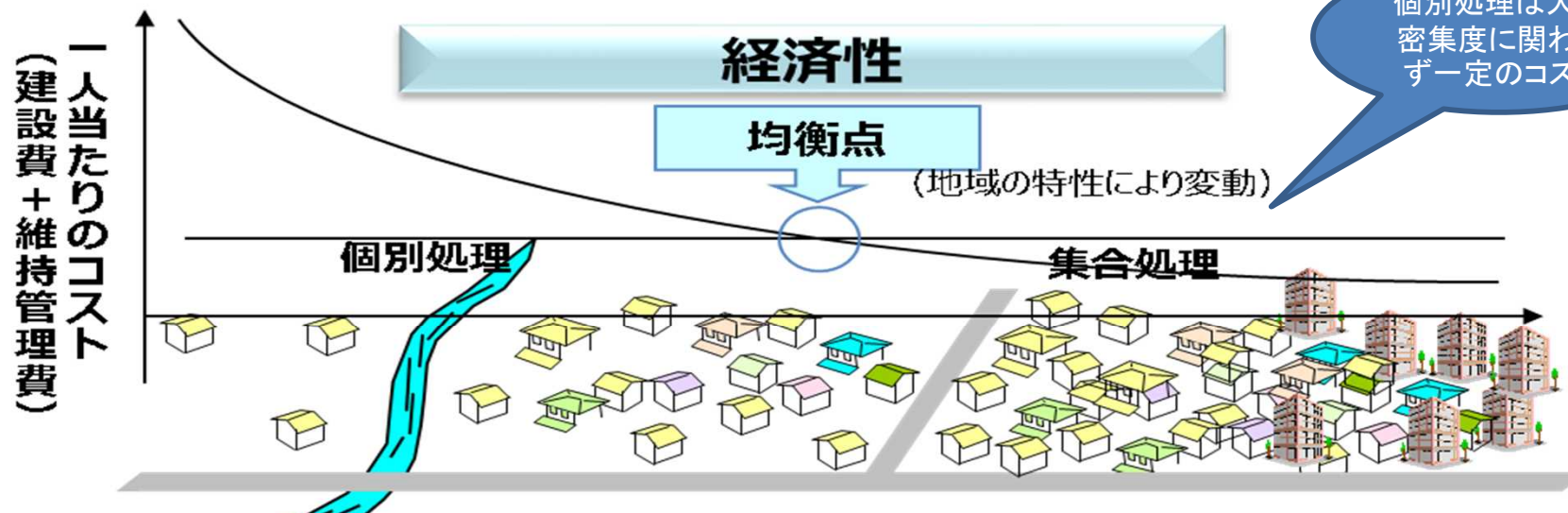
① 污水处理施設の概成に向けて

- わが国の污水处理施設（下水道、集落排水、浄化槽等）は都道府県構想※に基づき、R8年度を目標に「各種污水处理施設の整備が概ね完了すること」（＝概成）を目指すこととしている。（「概成」＝污水处理人口普及率95%）

※各都道府県が策定する污水处理の総合計画。当該構想を踏まえ市町村が具体的な污水处理施設整備のための計画（＝アクションプラン）を策定。

- 概成目標の達成のためには、都道府県構想策定マニュアル（H26年 国交省・農水省・環境省策定）に基づき、人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、効率的かつ適正な処理区域の設定及び整備の促進が求められる。

都道府県構想に基づく污水处理施設整備の概念



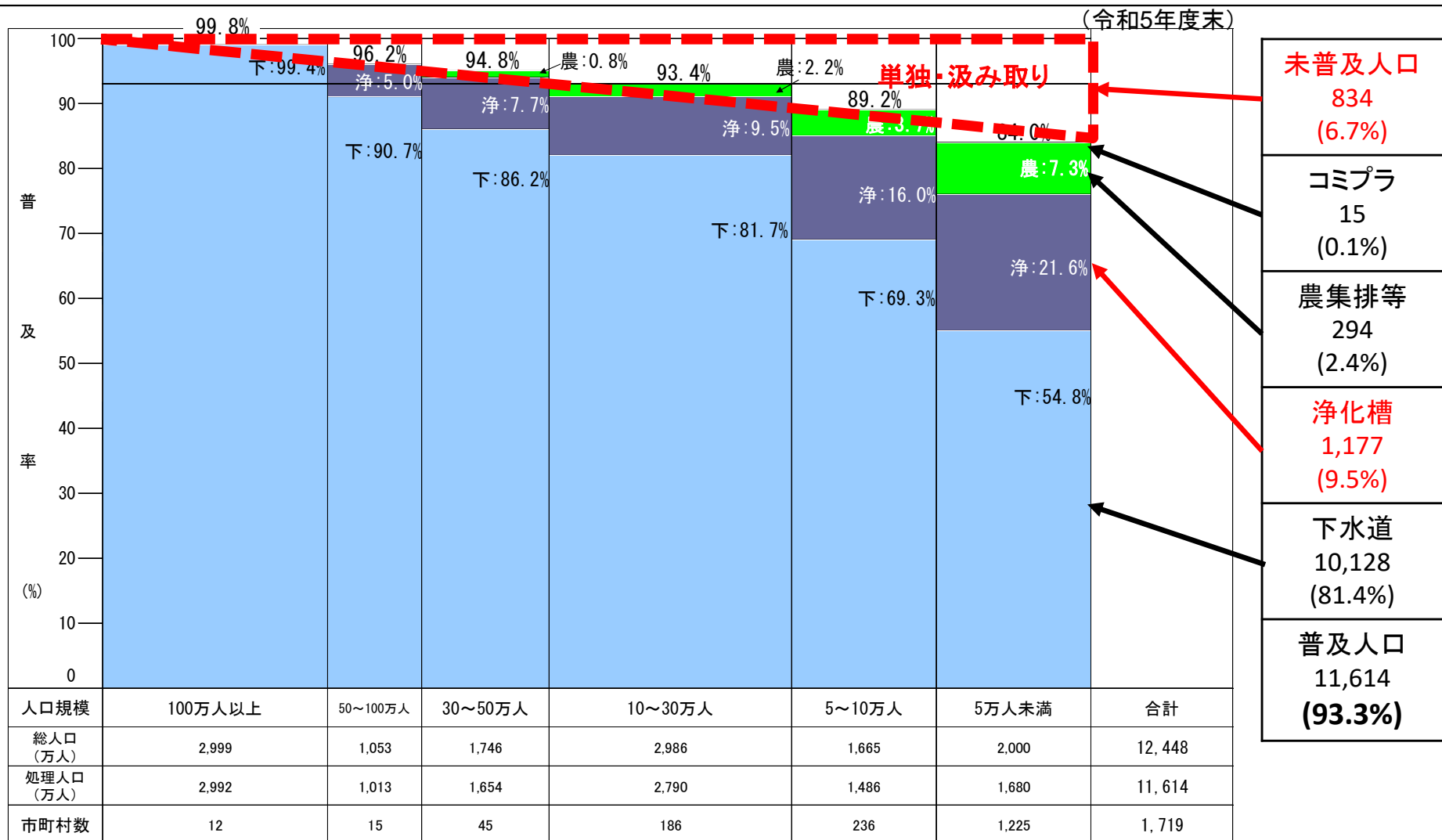
人口密度の低い区域は個別処理（浄化槽）が効率的

人口密度の高い区域は集合処理が効率的

汚水処理施設整備の現状

①都市規模別の汚水処理施設の普及状況(～令和5年度末)

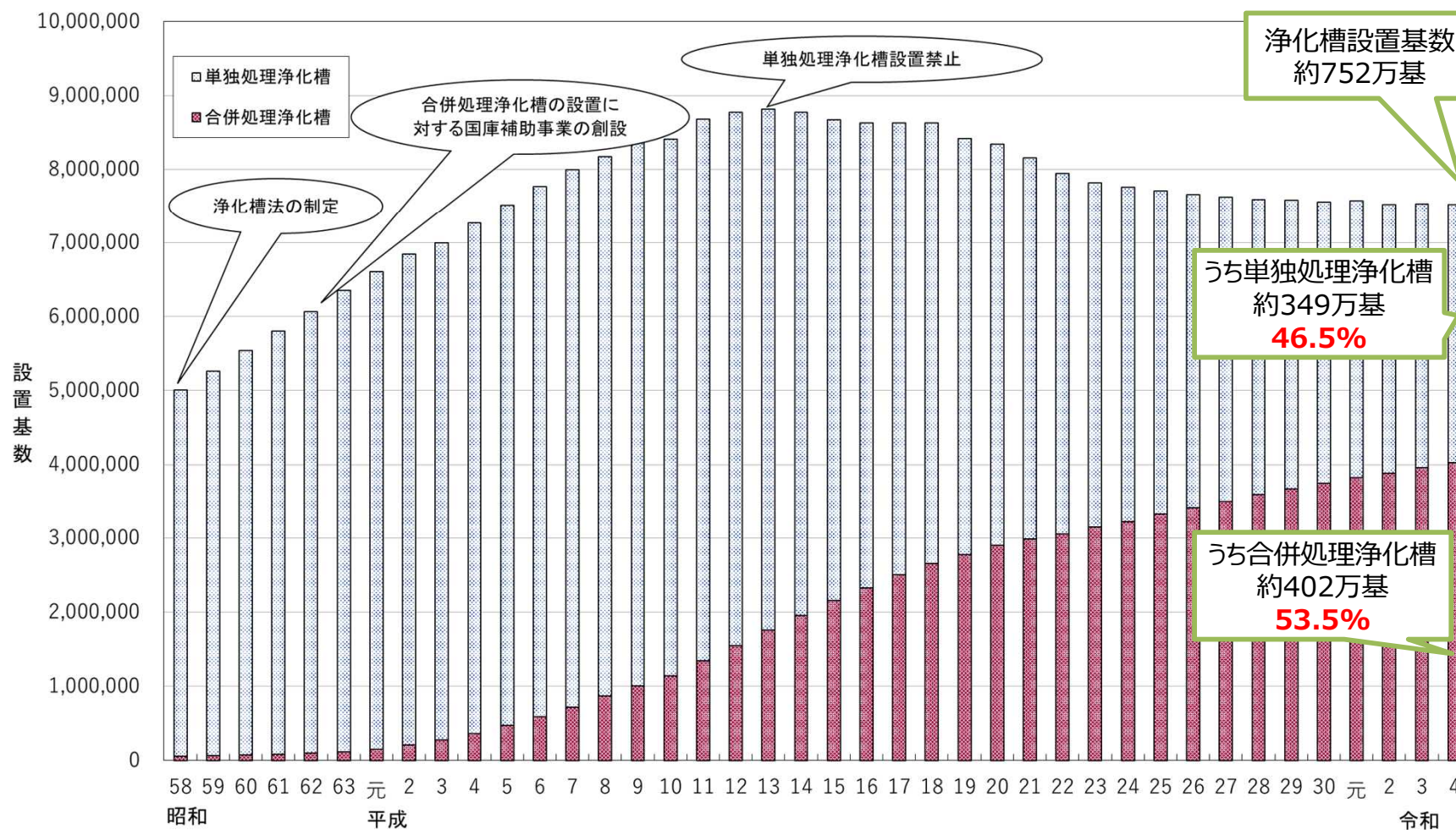
- 令和5年度末の汚水処理人口普及率は**93.3%**(全国平均)、うち浄化槽人口普及率は**9.5%**
- 人口5万人未満の都市では浄化槽人口普及率が**21.6%**となるなど、**人口の少ない市町村ほど未普及率及び浄化槽普及率が高い**
⇒未普及解消に向け、浄化槽が求められる役割は大きい



②浄化槽設置基数の推移(～令和4年度末)

- 令和元年度調査で初めて合併処理浄化槽の基数が単独処理浄化槽の基数を上回り、令和4年度調査においても、引き続き、単独処理浄化槽の基数は大きく減少。
- 未だに残存する約349万基の単独処理浄化槽は老朽化も懸念され、災害にも強い合併処理浄化槽への転換促進が水質改善及び防災対策のために重要。

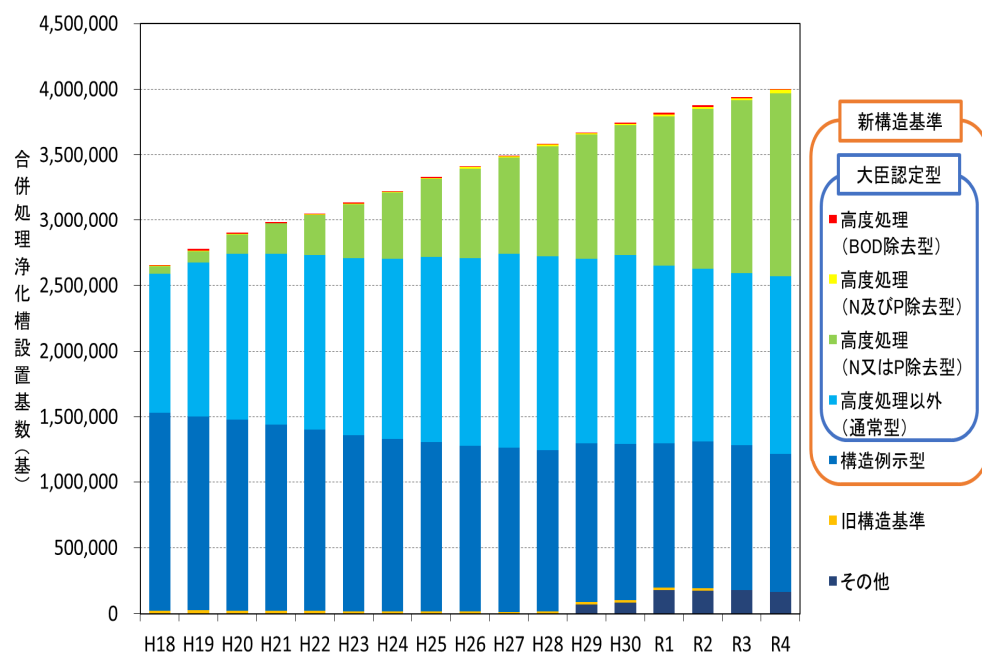
浄化槽の設置基数の推移



③合併処理浄化槽設置基数の推移(～令和4年度末)

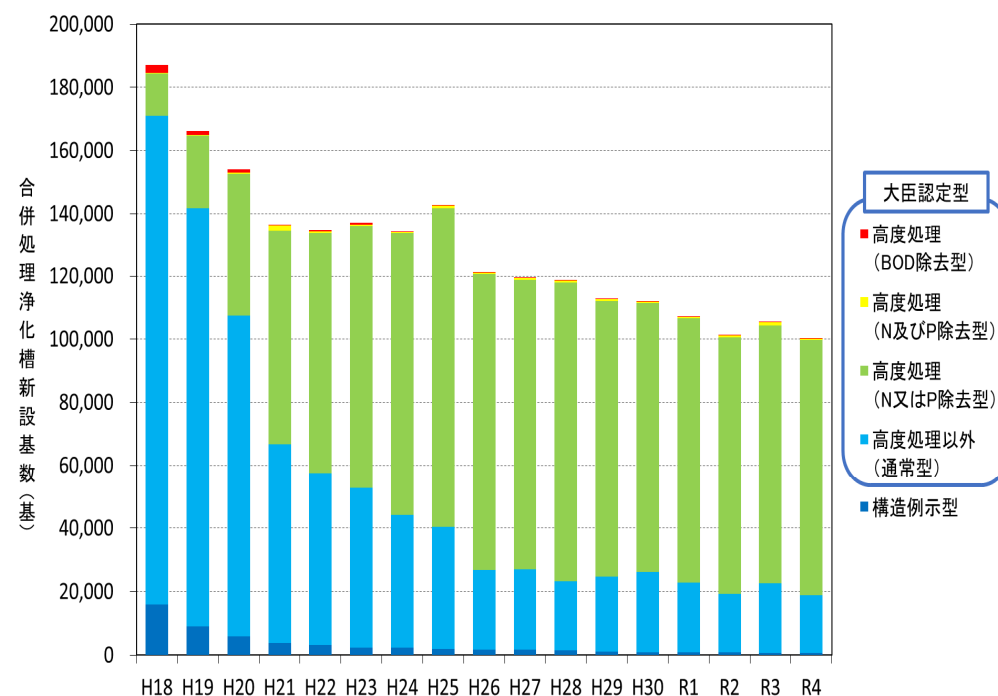
- 合併処理浄化槽の新設基数は、人口減少等の原因もあり、近年は約10万基前後で推移。
- 一部の地方自治体においては、各種条例や要綱に基づき窒素・リン除去型のみを公共浄化槽等整備推進事業の対象とする等、家庭用の小型浄化槽においても高度処理型浄化槽の設置を求めている。

合併処理浄化槽の総設置基数



注)「その他」については平成30年度調査より区分を設けたもので、台帳上の区分の明記がなされていないもの等を示す。

合併処理浄化槽の新設基数



- 旧構造基準：昭和44年5月に建築基準法施行令が改正され初めて定められた全国一律の構造基準。昭和55年7月同法改正以降の新構造基準と区別される。
- 大臣認定型：国土交通大臣の認定を受けた浄化槽。型式認定ともいわれる。
- 構造例示型：建築基準法施行令第32条で示される国土交通大臣が定めた構造方法を用いた浄化槽。

①単独処理浄化槽の転換の促進

- 単独処理浄化槽は公共用水域の汚濁の主要な要因になるとともに、水路の悪臭等で周辺的生活環境にも影響を与える。既存の単独処理浄化槽は約349万基存在（40年以上経過したものは推計で100万基以上）
- 老朽化等により公衆衛生に支障が生じる可能性のある単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への早期転換が必要。環境省では財政支援を逐次強化。また、令和元年の法改正では「**特定既存単独処理浄化槽**」の仕組みが設けられた。
- 高齢化が進む中で、浄化槽転換のみのために工事をしていただくハードルは高い。浄化槽展開以外の建て替えニーズ（介護リフォーム、二世帯化、中古物件への移住…）を捉えていくことが重要。介護リフォームであれば健康福祉関連など、他部門との連携が有効。

単独浄化槽から合併浄化槽への転換

上部破損



老朽化による破損や漏水等の事例が多く報告。
（令和4年度で約6,000件）
生活排水の垂れ流しのみならず、
公衆衛生に支障を生じる可能性。

単独転換が進みにくい要因

- 水洗化は実現しており転換インセンティブが働かない
- 転換時の設置費用の個人負担が大きい

単独転換浄化槽設置工事



単独浄化槽撤去

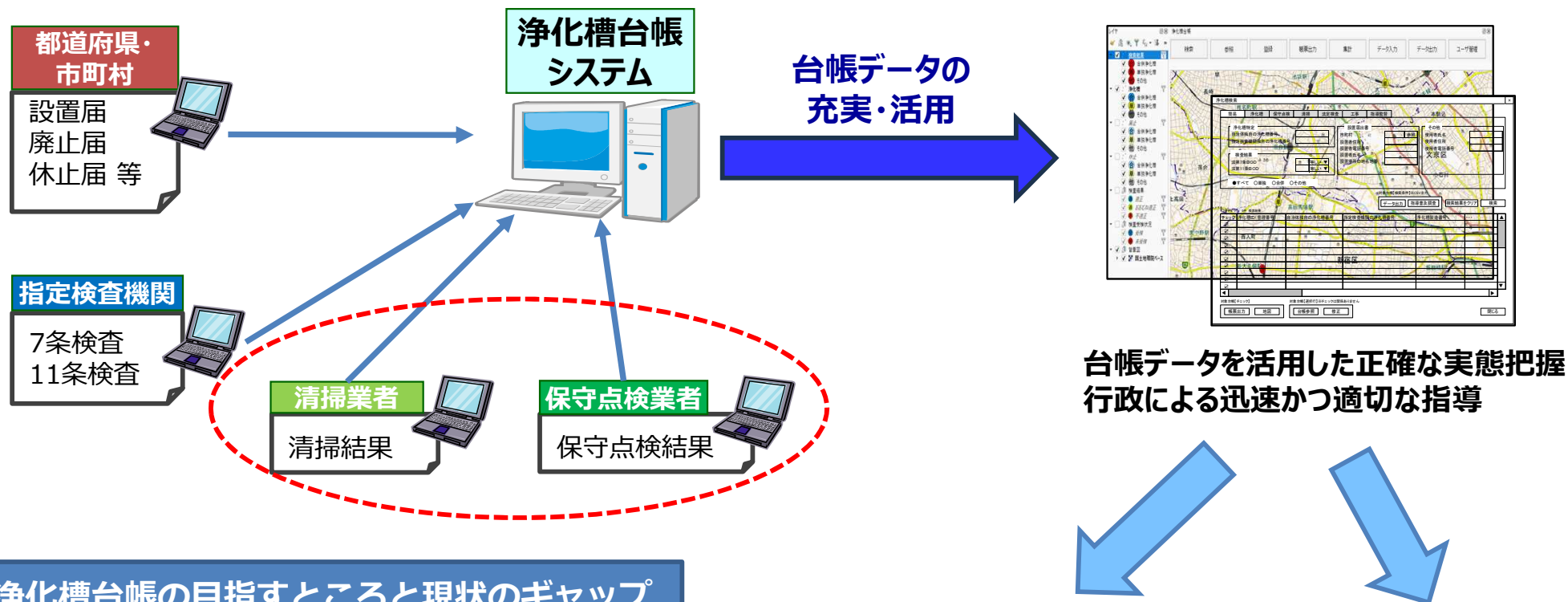
合併浄化槽設置

配管工事

- ◆ 宅内配管工事への助成（令和元年～）
- ◆ 浄化槽法改正で設けられた「**特定既存単独処理浄化槽**」、「**公共浄化槽**」等の活用

浄化槽行政を巡る課題

② 浄化槽台帳を通じた実態把握と維持管理の徹底



浄化槽台帳の目指すところと現状のギャップ

- ✓ 令和元年の法改正により浄化槽台帳の整備が義務づけられたが、清掃・保守点検業者からの維持管理情報の収集が不十分な自治体が多く存在
 - 協議会の不在（情報収集の目的が不明確）
 - 情報収集の根拠が不明瞭（顧客情報を提供することへの懸念）
 - デジタル化の遅れ
- 台帳データの充実・それに基づく行政の指導というサイクルが機能しない



単独転換の促進
(特定既存単独処理
浄化槽の措置含む)

浄化槽法に基づく
維持管理の徹底

①総務省行政勧告を受けた対応

- 令和6年2月に総務省から出された行政評価勧告において、改正浄化槽法に基づく各種制度が有効活用されていない点について指摘がなされた。これを踏まえ、各種制度の活用促進を図り、**単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換**や**浄化槽の維持管理向上を推進**するため、環境省において**浄化槽法施行状況点検検討会**を立ち上げ。
- 有識者検討会のメインテーマとして、下記2点を設定。
 - ①特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について
 - ②維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について
- 同年8月までに全5回検討会を開催。同年11月に取りまとめ報告書を公表。

📄 調査結果

- ✓ 漏水状態が続く単独槽であっても、**現在の判定の考え方（環境省指針）**では**特定既存単独槽とは判定されない場合あり**（右上図①の単独槽）
- ✓ 都道府県等に判定のノウハウがなく、また、**法定検査の結果も活用されていない**ために判定が進まない場合あり（同①）
- ✓ 清掃や保守点検の情報を収集している都道府県等が少なく、特定既存単独槽と判定され得る単独槽が十分に把握されていない（同②）
- ✓ 都道府県等が作成する浄化槽台帳について、事業者から情報が収集できていない・紙媒体での収集となっているため、**台帳の整備が進まず、十分に活用されていない**（浄化槽管理者の義務である維持管理が不十分な浄化槽の特定や、その管理者への指導が徹底されていない）（同②、③）

👉 勧告

判定の考え方の見直し・
定量的基準の設定

判定に、法定検査結果を
活用するための措置

清掃業者や保守点検業者
からの情報収集の仕組み
を有効に機能させるための
措置

浄化槽台帳の整備・活用
方法の提示、デジタル化
の検討

💡 期待される効果

特定既存単独槽の
除却等の促進
（合併層への転換）

法定検査、清掃、
保守点検の実施率
向上

➡ 生活環境の保全
公衆衛生の確保

②浄化槽法施行状況点検検討会報告書のポイント

報告書のポイント（今後の取組の基本的方向性）

特定既存単独処理浄化槽に対する措置

- 特定既存単独処理浄化槽（特定既存）に対する措置を促進するため、令和6年度中を目途に判定基準等の指針を改正する。
- 11条検査結果を活用した特定既存の把握及び判定を促進するとともに、11条検査未受検の場合にも保守点検・清掃情報を活用した把握及び判定が促進されるよう、保守点検・清掃業者からの情報収集が円滑・有効に機能するための措置を講じる。
- 地域の実情を踏まえながら、指定検査機関、業界団体の連携・協力体制を構築するとともに必要な教育制度等を充実する。
- 特定既存から合併処理浄化槽への転換を促すため、各浄化槽管理者の実情を踏まえた効果的な支援を実施する。
- 上記取組を進めることで、令和7年度から5年以内の間に、11条検査受検率向上や保守点検・清掃情報の収集・報告の仕組みの定着を図り、11条検査結果や保守点検・清掃情報を活用した特定既存の把握及び判定のサイクルの確立を目指す。

維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化

- 都道府県等が指導に必要な保守点検・清掃情報を収集できるよう、電子情報による報告の義務化について検討する。
- 法に基づく維持管理の徹底を周知するとともに、維持管理情報の電子化への財政支援を継続し、都道府県等の活用を促す。
- 保守点検・清掃情報を収集する際の個人情報取り扱いについて、改めて明確化・周知する。
- 法定協議会やそれに類する機能を有する連携体制の意義やメリットを周知し、関係者で連携した取組を促す。
- 台帳の精度向上に向け、保守点検・清掃業者と連携した上で、無届浄化槽・休廃止浄化槽の把握のための取組等を促す。
- 全国統一的に収集すべき項目に関する報告様式（データ様式）の標準化、浄化槽コードの統一化等について検討する。

③浄化槽法施行状況点検検討会報告書を受けた今後の対応

項目	具体的内容
特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改正等	令和6年度中を目途に以下を反映した指針改正等を行う。 ・法定検査項目と特定既存単独処理浄化槽(特定既存)の判定項目との対応関係を整理し、漏水や著しい破損等が認められる場合には特定既存として判定を行う等、客観的・明確な判定基準を設定する。 ・特定既存に対する措置として、合併処理浄化槽への転換を原則としつつ、個別の状況を踏まえて補修を含む対応も認められるケースを明確化する。 ・併せて、法定検査結果報告書に特定既存に該当するおそのの有無を明記することを統一ルール化する(施行規則の改正)。
特定既存単独処理浄化槽の転換に対する財政支援強化	令和7年度予算において、特定既存から合併処理浄化槽への転換を行う少人数高齢世帯に対する補助額引き上げを行う予定。
維持管理に関する指導・助言マニュアルの作成	自治体が浄化槽管理者に対して適切に維持管理に係る指導・助言を行うための手順や、保守点検・清掃情報の報告様式の標準化等の内容を含む「維持管理に関する指導・助言マニュアル(仮称)」を令和6年度中に作成し、公表・周知する。
デジタル化事例集の作成・展開	浄化槽台帳の整備及び活用に関するデジタル化やDX化(例:災害発生時の活用等)の促進に向け、令和6年度中にデジタル化事例集を作成し、公表・周知する。
個人情報の保護に関する通知の発出	個人情報を含む保守点検・清掃情報の利用目的や管理の在り方等を明確化し、令和6年度中に改めて自治体等に通知を発出・周知する。